

○北海道立サンピラーパーク管理規則（平成18年6月23日規則第95号）

---

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道立サンピラーパーク（以下「サンピラーパーク」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（その他の施設の利用の期間及び時間）

第2条 北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号。以下「条例」という。）別表第1の2の12の事項の規則で定める期間及び時間は、天候の状況等を考慮して条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して定めるものとする。

一部改正〔平成21年規則96号・25年3号〕

（利用料金の額の承認）

第3条 指定管理者は、条例第12条の2第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

（利用料金の還付の基準）

第4条 条例第12条の2第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

（1） 条例第6条第1項本文の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によって利用が不可能になった場合

（2） 条例第6条の4第2項の規定により利用の承認を取り消した場合

（利用料金の減免の基準）

第5条 条例第12条の2第6項の規則で定める基準は、知事が特別な理由があると認める場合に、利用料金を減免することができることとする。

（遵守事項）

第6条 サンピラーパークの公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを利用する者（以下「利用者」という。）は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） サンピラーパークの公園施設であって法第5条第1項の許可を受けたもの以外のものを汚染し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

（2） 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

（原状回復の義務）

第7条 利用者は、その利用が終了したときは、使用した施設設備を原状に回復しなければならない。条例第6条の4第1項又は第2項の規定により利用の承認を取り消され、又はその利用を制限されたときも、同様とする。

（知事による管理）

第8条 条例第14条第1項の規定により知事がサンピラーパークの管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が知事と協議して」とあるのは「知事が」と、第4条中「同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「条例第14条第2項の規定により読み替えられた条例第12条の2第1項の使用料（以下「使用料」という。）」と、第5条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

附 則

この規則は、平成18年11月11日から施行する。

附 則（平成21年11月13日規則第96号）

この規則は、平成21年11月15日から施行する。

附 則（平成25年2月1日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式

（第3条関係）